

福島第一原発事故の概要

事故発生直後の対応

東北地方 太平洋地震発生

(福島第一において震度6強)

津波第1波(高さ4m)が到達

津波第2波(高さ15m)が到達



震度5強
以下の余震
が数回発生

福島第一原子力発電所1号機
原子炉建屋内で水素爆発

2011年
3/11

14:46

15:15

15:27

15:35

15:42

16:36

19:03

21:23

3/12

5:44

15:36

18:25

国(原子力安全・保安院)

- 政府対策本部設置、緊急時対応センターへ職員参集、現地に職員をヘリコプターで派遣
- 原子力安全・保安院のプレス会見等による情報発信

原子力災害警戒本部設置



1、2号機の
緊急炉心冷却システム
が動かなくなる



原子力災害対策特別措置法
(原災法)に基づき
原子力緊急事態宣言を発令

- 原子力緊急事態宣言の発出

原子力災害対策本部設置

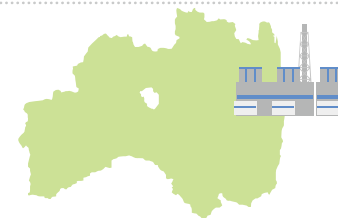
半径3km圏内 避難指示 半径10km圏内 屋内退避

半径10km圏内 避難指示(避難対象5万1,207人)

半径20km圏内 避難指示

東京電力の対応

- 福島第一1～3号機(地震により自動停止)
4～6号機(定期検査で停止中)



- 原災法 10 条通報
(全交流電源喪失
1～5号機で起動していた
非常用発電機が津波により故障)
- 原災法 15 条の事象と事業者が判断

3/11 21:23

3/12 5:44

3/12 18:25

半径3km圏内

半径10km
圏内

半径20km
圏内

2011年3月11日午後7時03分、東京電力福島第一原子力発電所1、2号機で炉心を冷やす緊急炉心冷却システムが動かなくなったことから、政府は原子力災害対策特別措置法(原災法)に基づき原子力緊急事態宣言を発令し、原子力災害対策本部を設置しました。政府は同日午後9時23分、原災法に基づき、東京電力福島第一原子力発電所から半径3km以内の住民に対して「避難指示」を、また半径3～10km以内の住民に「屋内退避指示」を発令しました。その後、政府は東京電力福島第一原子力発電所から半径3km以内としていた避難指示を半径10kmまで拡大して、10km圏の4町に滞在する5万1,207人を避難対象にしました。さらに、3月12日午後3時36分に東京電力福島第一原子力発電所1号機の原子炉建屋内で水素爆発が起こったため、避難指示対象をさらに広げて、東京電力福島第一原子力発電所から半径10kmを半径20kmに拡大しました。(関連ページ:下巻P109「避難指示区域の設定について」、下巻P110「警戒区域、避難指示区域の設定及び解除について」)